

令和4年度 第2回 医師国保通常組合会

と き 令和5年2月16日(木) 15:00～15:40

ところ 山口県医師会6階会議室

I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数31名、出席議員26名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

II 理事長挨拶

加藤理事長 本日は、組合会議員の先生方にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、現在、医師国保組合は3つの問題を抱えております。

1つ目は、平成28年から令和2年までの5年間で低減した国庫補助率です。

現在の補助率は13%まで下がっておりますが、さらに、財務省の方針で補助自体を廃止しようとする動きがありました。この危機的な状況に、三師会が共同して国に働きかけ、撤廃を強く要請した結果、13%を維持することができました。

そして、2つ目は高額医療費の問題です。

血液疾患、がん、高額医療費が高額となっております。

り、国保の財政をかなり圧迫しております。これは、全国共通の問題ではありますが、本組合も今後どう対処すべきかが大きな問題となっております。

3つ目は、組合員の減少です。

厚生年金や健康保険の加入者を拡大する「勤労者皆保険」を実現しようとする政府の取り組みが進んでおり、今後、5人未満の事業所でも社会保険、厚生年金のような仕組みが生まれる可能性があります。そうした場合、組合員の減少にさらに拍車がかかる可能性があります。

以上のような3つの問題がありますので、新年度の保険料値上げは回避できましたが、今後苦しい状況となる可能性があります。

そこで、中四国医師国保において、現在、合併シミュレーションを検討しておりますが、8月5日に開催される中国四国連絡協議会では、本組合が令和5年度の担当のため、合併シミュレーションに詳しい鳥取県の清水理事長に講演をしていただ

出席者

組合会議員

大島郡	野村 壽和	萩 市	綿貫 篤志
玖珂	山下 秀治	徳山	津永 長門
熊毛郡	沖野 良介	徳山	高木 昭
吉南	弘中 克己	防府	村田 敦
美祢郡	竹尾 善文	防府	松村 康博
下関市	飴山 晶	下松	山下 弘巳
下関市	綾目 秀夫	岩国市	小林 元壯
宇部市	西村 滋生	岩国市	西岡 義幸
宇部市	土屋 智	山陽小野田	藤村 嘉彦
宇部市	高田弘一郎	光市	廣田 修
宇部市	矢野 忠生	柳井	弘田 直樹
山口市	成重 隆博	長門市	清水 達朗
山口市	佐々木映子	美祢市	札幌 博義

役員

理事長	加藤 智栄	理事	藤井 郁英
副理事長	沖中 芳彦	監事	藤野 俊夫
副理事長	中村 洋	監事	宮本 正樹
常務理事	長谷川奈津江	監事	友近 康明
常務理事	上野 雄史		
法令遵守担当理事	伊藤 真一		
理事	前川 恭子		
理事	縄田 修吾		
理事	白澤 文吾		
理事	藤原 崇		
理事	竹中 博昭		
理事	木村 正統		
理事	岡 紳爾		

承認第2号 令和5年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

平成22年より、国から法令遵守の体制整備が求められ、本組合では、平成23年2月の組合会で、規約改正及び基本方針の策定を議決していただいた。

この基本方針の中で、毎年度理事会において、具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ることと規定しており、本年1月19日開催の第17回理事会で令和5年度の実践計画を策定したので、ご報告する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定では、組織体制を規定している。
- 2 法令遵守に関する指導・研修では、理事会の際にマニュアル等の確認等による研修を行っている。
- 3 法令遵守のための管理については、担当職員の業務のあり方について記載している。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等、及び5不祥事故への対応体制では、役職員の役割等と報告・調査体制を定めている。

令和5年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

令和5年1月19日 理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和5年度の実践計画を次のとおり策定する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

 - ① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
 - ② 法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員に配布する。
- 2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

 - ① 法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。
 - ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。
- 3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないよう人事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、事故防止のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

 - ① 役職員が把握した法令遵守関連情報（組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等）については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
 - ② 法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。
 - ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。
- 5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

 - ① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。
 - ② 理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。
- 6 雑則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

以上の実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法・番号法などの関係法令に沿って、厳正に業務運営を行っていく。

ご承認いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第1号 山口県医師国民健康保険組合同規約の一部改正について

社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行例等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布された。

改正内容を踏まえ、厚労省から国民健康保険組合同規約の一部改正が示されたので、本組合の規約第14条を改正し、新旧対照表のとおり、40万8千円を48万8千円にしている。

なお、産科医療補償制度の掛金1万2千円を加算することで、産科医療補償制度対象分娩の場合、支給総額が50万円となり、令和5年4月1日以降の出産について適用としている。

山口県医師国民健康保険組合同規約の一部改正について

山口県医師国民健康保険組合同規約の一部を次のように改正する。

- 1 規約第14条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 規約第14条の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

新旧対照表

現 行	改 正 案
(出産育児一時金) 第14条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万2千円を加算するものとする。	(出産育児一時金) 第14条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万2千円を加算するものとする。
2 (略)	2 (略)

令和5年度事業計画

1. 保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- 1 診察
2 薬剤又は治療材料の支給
3 処置、手術その他の治療
4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の3を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の2を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の2、現役並み所得者は、10分の3を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者。）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

(10) 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費が支給される場合においては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合においては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合においては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

(11) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第30条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万2千円を加算する。

(12) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

(3) 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職をしたときは、11日目から起算して最高180日間1日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のB型肝炎予防対策としてHBs抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けされた「特定健診・保健指導」について第3期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年1回）。

(7) 後発医薬品差額通知の実施について

該当被保険者に「後発医薬品差額通知書」を送付する（年1回）。

3. 広報活動について

- (1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。
(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 社会保障・税番号制度への対応について

オンライン資格確認等の対応としてシステム改修を行う。

5. 未就学児世帯支援補助事業について

令和4年度から導入された国の補助事業により、未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置として、令和5年11月30日時点で未就学児がいる組合員に対し、当該未就学児の人数に応じた額を保険料として還付する。（1人当たり12,000円）

6. 月別事業計画

Table with 2 columns: 月 (Month) and 諸会議及び研修会 (Meetings and Seminars). Rows list various committees and conferences such as '全国国保組合協会中国四国支部総会' and '全国医師国保組合連合会代表者会'.

議案第2号 令和5年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について

1.「保険給付」は本組合の主体的事業であり、疾病や負傷に対する療養の給付のほかに、療養費・高額療養費等の各種給付事業を実施する。

2.「保健事業」では、医療費通知や後発医薬品差額通知の事業を含めた全事業、すべて継続している。

5.「未就学児世帯支援補助事業」は、承認第1号でお諮りした国の補助事業となる。

6.「月別事業計画」では、理事会・組合会、及び、諸会議等を示しているが、中四国医師国保組合の連絡協議会と事務連絡会が山口県の当番のため、引き受けとしている。

議案第3号 令和5年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

決算見込みにおいて、差引残高2億7,382万5千円を、令和5年度予算に繰越金として計上できることから、保険料は据え置きとして予算編成を行っている。

<歳入>

被保険者数の年次別推移に鑑みると、75歳到達者の広域連合への移行、また自家診療を認めていないことによる協会けんぽへの異動等により、全国の医師国保組合同様、本組合においても被保険者の減少が続いている。

第I款「国民健康保険料」は、被保険者の減少を含めた見込み数を基に9億9,791万2千円を計上し、前年度予算額に対し3,731万4千円の減となっている。

第II款「国庫支出金」は1億2,851万円で、款内における事務費負担金及び、療養給付金等補助金は、厚労省が示した算出式による額を計上している。

療養給付費等補助金の算出においては従来分と新規分があり、従来分は平成27年度まで補助率32%だったものが、国庫補助の見直しにより、令和2年度までの5年間で、社会保険並みの13%に引き下げられている。

新規分は、平成9年9月1日以降、健保の適

用除外をして加入された者に係る分となるが、補助率は元来13%であったため、現在同率となっている。

さらに、所得水準の高い国保組合への定率補助を廃止しようとする財政制度等審議会等の動きもあるため、全国の医師国保組合は非常に厳しい状況に立たされている。

療養給付費等補助金における特別調整補助金（保険者機能強化分他）には、医療費通知や後発医薬品差額通知等の経費及び全国国保組合協会開発の各種システム負担金に対する補助金を計上し、さらに、特別調整補助金（未就学児世帯支援補助金）は、承認第1号で示した国の事業となる。

出産育児一時金等補助金では、議案第1号のとおり8万円の引き上げとなったことから、5年度に限り、1件あたり6,500円の国庫補助が実施される。

なお、6年度以降は、後期高齢者医療制度より支援金が検討されている。

第III款「共同事業交付金」は、全国国保組合協会が行う高額医療費共同事業に対する交付金として6,398万5千円を計上しており、令和4年度より827万円の増となっている。

第IV款「財産収入」は、特別積立金等の利息として1万円を計上している。

第V款「繰入金」は、1千円の科目存置となっている。

第VI款「繰越金」は差引残高の2億7,382万5千円となり、前年度予算額より3,969万5千円の増となっている。

第VII款「諸収入」は、令和3年度の被保険者数や医療費が見込みより減少したこと等により還付金が生じたため、支払基金から還付される3,020万3千円を計上し、前年度予算額から約1,437万7千円の増となっている。

以上、歳入の合計は、前年度より約1.8%、2,636万6千円増の14億9,444万9千円となっている。

<歳出>

第I款「組合会費」は、令和2年に設置した国保問題検討委員会の旅費等を含め、令和4年度と同額を計上している。

令和5年度歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
I 国民健康保険料	997,912	I 組合会費	3,228
(1) 国民健康保険料	997,912	(1) 組合会費	3,228
II 国庫支出金	128,510	II 総務費	38,209
(1) 国庫負担金	3,144	(1) 総務管理費	37,709
(2) 国庫補助金	125,366	(2) 徴収費	500
III 共同事業交付金	63,985	III 保険給付費	698,621
(1) 共同事業交付金	63,985	(1) 療養諸費	616,573
IV 財産収入	10	(2) 高額療養費	62,942
(1) 財産運用収入	10	(3) 移送費	100
V 繰入金	1	(4) 出産育児諸費	12,506
(1) 準備金等繰入金	1	(5) 葬祭諸費	1,500
VI 繰越金	273,825	(6) 傷病手当金	5,000
(1) 繰越金	273,825	IV 後期高齢者支援金等	231,441
VII 諸収入	30,206	(1) 後期高齢者支援金等	231,441
(1) 預金利子	1	V 前期高齢者納付金等	14
(2) 雑入	30,205	(1) 前期高齢者納付金等	14
		VI 介護納付金	118,996
		(1) 介護納付金	118,996
		VII 共同事業拠出金等	73,828
		(1) 共同事業拠出金	73,462
		(2) 共同事業負担金	366
		VIII 保健事業費	46,218
		(1) 特定健康診査等事業費	5,122
		(2) 保健事業費	40,096
		(3) 死亡見舞金	1,000
		IX 積立金	1,001
		(1) 積立金	1,001
		X 公債費	1
		(1) 一般公債費	1
		XI 諸支出金	4,983
		(1) 償還金及び還付加算金	4,983
		XII 予備費	277,909
		(1) 予備費	277,909
合 計	1,494,449	合 計	1,494,449

第Ⅱ款「総務費」は、役員報酬等、組合運営の事務費等として、前年度より11万5千円減の3,820万9千円を計上している。

第Ⅲ款「保険給付費」は、歳出全体の約半分を占める6億9,862万1千円を計上しており、前年度に対し255万2千円の増となっている。

療養費及び高額療養費については、令和4年4月から12月までの9か月分の支給実績をもとに、令和5年度所要見込額を計上しているが、療養費については療養給付費が増加傾向にある現状から安全度を考慮して、令和4年度予算額と同額を計上している。

第Ⅲ款第4項内の出産育児一時金は、8万円の引き上げにより、200万円の増となっている。

第Ⅳ款「後期高齢者支援金等」、第Ⅴ款「前期高齢者納付金等」、第Ⅵ款「介護納付金」については、社会保険診療報酬支払基金に納付する額で、厚労省が示した算定手順により予算額を算出し、3款あわせて3億5,045万1千円となり、前年度より825万円の減となっている。

第Ⅶ「共同事業拠出金等」は7,382万8千円となり、「第1項 共同事業拠出金」は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会（全協）に支払う額となる。

令和5年度より、従来の100万を超える部分に加えて、1,000万円を超える分についても交付金が支給されることとなり、そのための拠出金149万1千円を含んでいる。

「第2項 共同事業負担金」においては、5年度より一部のシステムを使用しないことから、負担金は約690万円の減となっている。

「第3目 中間サーバー運営負担金」については、社会保障・税番号制度におけるサーバーのランニングコスト等で、厚労省が示した額となる。

第Ⅷ款「保健事業費」は4,621万8千円となり、事業に関わる各種手数料は、山口県国保連合会が示した単価で算出し、委託料は山口県医師会が示した単価で算出している。

第Ⅸ款「積立金」について、特別積立金は1億7千万円、給付費等支払準備金は1億600万円で、保有額から法定積立額を差し引いた取り崩し可能額は、2つの積立金あわせて約9,460万円という状況である。

第Ⅹ款「公債費」は科目存置である。

第Ⅺ款「諸支出金」は、新規事業の未就学児世帯支援分と前期高齢者納付金分補助金返還分を合わせ、178万4千円増の498万3千円を計上している。

最後に、歳入歳出を調整した結果、第Ⅻ款「予備費」として、前年度より2,628万2千円増の2億7,790万9千円を計上している。

以上、令和5年度の歳入歳出予算の説明を終わる。

何卒、慎重審議の上、ご承認賜うようお願い申し上げます。

採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手多数により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了した。

山口銀行はスマホ1つで

いつでも、どこでも、カンタンに

口座開設も
残高照会も
お振込も

お店に行かなくても大丈夫。便利に使えるアプリです。

ポータルアプリ



ダウンロードは
コチラから





この世界で、この場で、このじぶん。




お問合せはヘルプデスクへ

0120-307-969

■受付時間(平日・土日祝) 7:00~23:00

店舗・ATM

資産管理

投資信託